

新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針
【修正版】

平成28年 12月

穂高広域施設組合

新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

目次

I.	事業内容に関する事項	1
1.	事業内容	1
2.	民間事業者が実施する業務の範囲	4
3.	組合が実施する業務の範囲	5
II.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1.	募集及び選定スケジュール（予定）	7
2.	入札参加者の参加資格要件	8
3.	民間事業者の審査及び選定	11
4.	落札者決定後の手続き	14
5.	著作権	14
6.	費用負担	14
III.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1.	想定されるサービスの水準・仕様	15
2.	想定されるリスク及び分担	15
3.	組合による事業の実施状況の監視	15
IV.	公共施設等の立地並びに規模等に関する事項	16
1.	施設の立地条件	16
2.	施設規模	17
3.	施設の配置	17
V.	事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
VI.	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	18
VII.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1.	法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	18
2.	財政上及び金融上の支援などに関する事項	18
3.	その他の支援に関する事項	18
VIII.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1.	議会の議決	19
2.	実施方針に関する問い合わせ先	19

用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

- 組合 : 穂高広域施設組合をいう。
- 組織市町村 : 安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村及び麻績村の1市1町4村をいう。
- 本施設 : ごみ焼却施設、不燃物処理施設、その他本事業において整備・運営される一切の施設・設備の総称をいう。
- 処理対象物 : 組合組織市町村で発生し、本施設に搬入する可燃性・不燃性の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等をいう。
- DBO方式 : 公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
- 民間事業者 : 組合と基本協定、設計・建設工事請負契約及び運營業務委託契約（以下3つの契約をまとめて「特定事業契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
- 特別目的会社 : 本事業の運營業務を実施するために、民間事業者が会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として組合組織市町村内に設立する会社をいう。
- 建設請負事業者 : 民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する企業または特定建設工事共同企業体をいう。
- 運營業業者 : 本施設の運營業務を行う特別目的会社をいう。
- 基本協定 : 本事業の落札者として決定したことを確認し、特別目的会社の設立及び特定事業契約の締結に向けて、組合と落札者との間で締結する協定をいう。
- 参加表明者 : 本事業の入札に参加するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
- 入札参加者 : 参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
- 構成員 : 本事業の入札に複数の企業で参加する企業グループを構成する企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- 応募グループ : 本事業の入札に複数の企業で応募する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
- 代表企業 : 単独の企業で本事業に参加する場合には、当該企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員を代表して、応募手続等を行う企業をいう。
- 協力企業 : 本事業を実施する企業のうち、特別目的会社に出資しない企業で事業開始後、建設業務及び運營業務について一部を、建設請負事業者または運營業業者から請負することを予定している企業をいう。

- 選定委員会 : 本事業の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者等で構成される事業者選定委員会をいう。
- 募集要項 : 本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
- プラント : 本施設のうち、処理対象物を焼却処理または破碎選別処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。

I. 事業内容に関する事項

1. 事業内容

1) 事業名称

新ごみ処理施設整備・運営事業

2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）

3) 公共施設等の管理者

穂高広域施設組合 管理者 宮澤 宗弘

4) 事業目的

組合では、既存のごみ焼却施設等の老朽化が進行したことに伴い、新たにごみ処理施設を整備することとした。

本事業は、ごみ減量と廃棄物循環型社会形成の推進、さらに環境に配慮した新ごみ処理施設を整備するため、本施設の設計・施工及び運營業務を一括で民間事業者へ委託することで、その経営能力及び技術能力を活用し、新たな工夫も加えて、費用対効果の高い施設整備及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることを目的とする。

5) 事業概要

事業用地：長野県安曇野市穂高北穂高1302-11外	
事業実施地区面積：約 15,000 m ²	
ごみ 焼却 施設	1) 処理方式：全連続燃焼式（ストーカまたは流動床）
	2) 施設規模：120t/日（60t/24h×2 炉）※計画年間処理量により提案とする。
	3) 処理対象物
	ア 可燃ごみ イ 可燃性粗大ごみ ウ 可燃性残渣 エ し渣 オ し尿汚泥 カ 災害廃棄物
4) エネルギー回収率 16.5%以上	

不燃物処理施設	1) 処理方式：破碎、選別、圧縮 2) 施設規模：3t/日 ※計画年間処理量により提案とする。 3) 処理対象物 ア ガラス・陶磁器類
受入対象ごみ	1) 焼却処理対象物 可燃ごみ 29,768t/年 可燃性粗大ごみ ーt/年（直接搬入ごみのみ対象） 可燃性残渣 9t/年 し渣 25t/年 し尿汚泥 786t/年 計 30,588t/年 2) 破碎処理対象物 ガラス・陶磁器類 619t/年※ 計 619t/年 ※搬入物中の金物類はストックヤード棟に貯留する 3) スtockヤード棟受入物 金物類、廃蛍光管、廃乾電池、不燃物処理施設から排出された不燃残渣
関連施設	管理棟（工場棟と合棟）、計量棟、ストックヤード棟、洗車設備、駐車場等

本事業はDBO方式により実施します。本事業の設計・建設業務は、民間事業者単独または民間事業者が設立する特定建設工事共同企業体が行うこととします。また、本事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うこととします。

なお、民間事業者は、約30年間のプラント使用を前提として設計・建設及び運営を行うこととします。

(1) 事業期間

建設期間：平成 30 年 4 月から平成 33 年 2 月末

運営期間：平成 33 年 3 月から平成 53 年 3 月（20 年 1 ヶ月）

(2) 契約形態

組合は、民間事業者の本施設の設計・建設業務及び運営業務を一括して委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本協定を民間事業者と締結します。

また、組合は基本協定に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結します。

さらに、組合は基本協定に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営業務委託契約を締結します。

6) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとします。

7) 事業スケジュール（予定）

(1) 実施方針の公表	平成 28 年 12 月
(2) 入札の公告	平成 29 年 4 月
(3) 入札落札者の決定	平成 29 年 11 月下旬
(4) 基本協定の締結	(3)の後速やかに
(5) 特別目的会社の設立	(4)の後速やかに
(6) 契約詳細の協議	平成 30 年 1 月以降
(7) 仮契約の締結	平成 30 年 3 月
(8) 建設工事請負契約の議会議決	平成 30 年 4 月
(9) 建設工事請負契約、運営業務委託契約の締結	平成 30 年 4 月
(10) 建設工事着手	(9)の後
(11) 施設の完成及び引渡	平成 33 年 2 月末
(12) 供用開始	平成 33 年 3 月
(13) 契約終了	平成 53 年 3 月

2. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとします。

本事業の実施にあたっては、施設の機能面、安全面については十分に配慮し、新規の設計概念等も導入してコスト（建設費及び運営費）低減を重視した計画とするように配慮してください。

1) 設計・建設業務

建設請負事業者は、組合と締結する建設工事請負契約及び組合の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設業務を行います。

設計・建設業務については、プラント工事、建築工事及び建築設備工事、土木工事及び外構工事及びその他本事業の実施に必要な工事を行います。なお、建設範囲の詳細は今後公表する募集要項に示すこととします。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととします。

また、建設請負事業者は、要求水準書及び建設工事請負契約書等に明記されていない事項であっても、工事の目的及び施工上当然必要と思われるものについては、組合の指示に従い、建設請負事業者の負担と責任において達成しなければならないものとします。

2) 運営業務

(1) 運営事業者は、組合と締結する運営業務委託契約に基づき、本施設の運営業務として、ごみの受け入れ、受入供給設備・燃焼設備・破砕処理設備・燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備・余熱利用設備（熱回収設備）・選別設備・通風設備・灰出し設備・残渣物等処理設備・搬出設備・排水処理設備等の運営・管理、エネルギー利用、用役管理、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃、保安警備、環境管理、情報管理業務等を行います。

(2) 運営事業者は、焼却炉の炉底より排出された灰（以下、「焼却灰」という。）及び集じん装置、ボイラその他排ガス処理工程で捕集された灰（以下、「飛灰」という。）を薬剤処理したもの（以下、「飛灰処理物」という。）等の副生成物を、貯留及び組合が指定する民間委託業者の運搬車両への積込みを行います。なお、焼却灰及び飛灰処理物の運搬、処理処分費用は組合が負担します。また、不燃物処理施設から排出された可燃残渣は、運営事業者が運搬し、ごみ焼却施設で処理を行います。

(3) 運営事業者は、本施設に搬入される金物類、廃蛍光管、廃乾電池、不燃物処理施設から発生した不燃残渣をストックヤード棟にて貯留を行い、組合の指定する再生業者または運搬業者への積み込みまたは積み込み補助を行うこととします。

- (4) 運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うことができます。なお、施設の余剰電力に係る売電収入については、組合と運営事業者において合理的な方法により分配することとします。分配の方法等については募集要項において示します。
- (5) 運営事業者は、施設見学者について、組合と連携して適切な対応を行うこととします。
- (6) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して住民等から意見を受けた場合、初期対応を行い、速やかに組合に報告するものとします。また、民間事業者は必要に応じて組合と協議の上資料を作成し、住民との協議へ参加することとします。
- (7) 運営事業者は、業務の実施にあたり地元貢献に配慮するものとします。

3) 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定です。したがって、本施設の解体撤去は本事業の範囲には含まれません。

組合は、事業期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとしませんが、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力することとします。

- (1) 所有する図面・資料の開示
- (2) 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
- (3) 運営業務全般に係る指導
- (4) 運営期間中の財務諸表ならびに以下の項目に関する費用明細等の提出
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持管理費
 - ・ 調達費
 - ・ その他

3. 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとします。

1) 用地の準備

本事業を実施するための土地の確保並びに隣接する土地への都市計画決定手続きは組合において行います。

2) 処理対象物の搬入

組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行います。

3) 本事業の監視

組合は、設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行います。
また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行います。

4) 資源化物の売却

組合は、運営期間中において本施設から発生する資源化物の売却を行います。

5) 施設見学者への対応

組合は、施設見学者について、運営事業者と連携して適切な対応を行うこととします。

6) 建設費及び運営委託料の支払い

組合は、穂高広域施設組合財務規則等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者へ支払います。

7) その他

組合は、本施設の設計・建設に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行います。

II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定します。なお、民間事業者の選定は、制限付きの総合評価型一般競争入札により行います。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

No.	項 目	日 程
(1)	実施方針の公表	平成 28 年 12 月下旬
(2)	入札の公告	平成 29 年 4 月中旬
(3)	募集要項の配布開始	平成 29 年 4 月中旬
(4)	資格審査に係る質問の受付締切	平成 29 年 4 月下旬
(5)	資格審査に係る質問への回答	平成 29 年 5 月上旬
(6)	資格審査申請書の受付締切	平成 29 年 5 月中旬
(7)	資格審査の実施	平成 29 年 5 月下旬
(8)	資格審査結果の通知	平成 29 年 6 月上旬
(9)	募集要項（要求水準書等）に関する質問受付締切	平成 29 年 6 月上旬
(10)	募集要項（要求水準書等）に関する質問への回答	平成 29 年 6 月下旬
(11)	競争的対話の実施	平成 29 年 7 月中旬
(12)	技術提案書・入札書等の提出	平成 29 年 8 月中旬
(13)	基礎審査の実施	平成 29 年 9 月
(14)	非価格要素及び価格審査	平成 29 年 10 月上旬
(15)	総合的な評価の実施	平成 29 年 10 月上旬
(16)	落札者の決定	平成 29 年 11 月下旬
(17)	基本協定の締結	(16)の後速やかに
(18)	特別目的会社の設立	(17)の後速やかに
(19)	契約詳細の協議	平成 30 年 1 月以降
(20)	仮契約（建設工事請負契約）の締結	平成 30 年 3 月
(21)	建設工事請負契約の議会議決	平成 30 年 4 月
(22)	建設工事請負契約・運營業務委託契約の締結	平成 30 年 4 月

2. 入札参加者の参加資格要件

入札に参加する参加表明者は、以下の資格要件を全て満たすこととします。また、組合は参加表明者の資格の確認を行うために資格審査を実施します。

組合は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類等から、参加表明者の資格の確認を行うために以下の事項を確認します。

1) 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、「I. 2. 民間事業者が実施する業務の範囲」に掲げる業務等を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認めます。）とします。なお、代表企業及び運營業務を行う企業は、特別目的会社に出資を行うこととし、その他の構成員の出資は任意とします。
- (2) 応募グループの構成企業は「構成員」または「協力企業」から構成されるものとします。
- (3) 応募グループにあっては、構成員の中から代表企業を定めることとし、入札参加者は、代表企業を兼ねることとします。
- (4) 入札参加者は、設計・建設業務、運營業務のうち一部を担当する協力企業を定めることができます。ただし、プラントの建設業務及び運營業務は、入札参加者または構成員が行うこととします。
- (5) 入札参加者は、代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとします。ただし、協力企業については基本協定締結時に明らかにすることとします。
- (6) 構成員または協力企業に組織市町村内に本社又は本店がある企業を含むものとします。
- (7) 代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めません。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではありません。
- (8) 代表企業または応募グループの構成員が、他の代表企業または応募グループの構成員となることは認めません。
- (9) 代表企業と関連会社の関係にある企業が、他の代表企業、応募グループの構成企業となることはできません。
- (10) 同一代表企業が複数の提案を行うことはできません。

2) 入札参加者の共通参加資格要件

代表企業及び応募グループの構成企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こととします。

- (2) 組合及び組織市町村において指名停止を受けていない者であることとします。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていない者であることとします。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であることとします。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であることとします。（会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除きます。）
- (6) 現時点で法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していない者であることとします。
- (7) 本事業に関する組合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にあるものまたはこれらのものと資本若しくは人事面で関連がある者でないこととします。

3) 本施設の設計、建設を行う企業

代表企業または応募グループの構成企業のうち、本施設の設計・建設を行う企業は以下の要件を満たすこととします。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の該当する要件を満たすこととします。

- (1) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることとします。
- (2) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であることとします。
- (3) 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日生活衛生局環境部長通知、平成14年11月15日一部改正）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができることとします。
- (4) プラントの設計・建設を行う企業は、建築業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,200 点以上であることとします。
- (5) プラントの設計・建設する企業にあつては、以下の条件に該当する一般廃棄物処理施設の地方公共団体へ元請けとして納入した実績を有することとします。

- ・平成12年度以降に発注され、平成29年3月31日時点において、延べ3年以上の稼働実績があるストーカ式または流動床式焼却施設で、1炉あたり60t/日以上規模かつごみ発電設備を有していることとします。

(6) 工種毎に配置できる専任の監理技術者を有することとします。

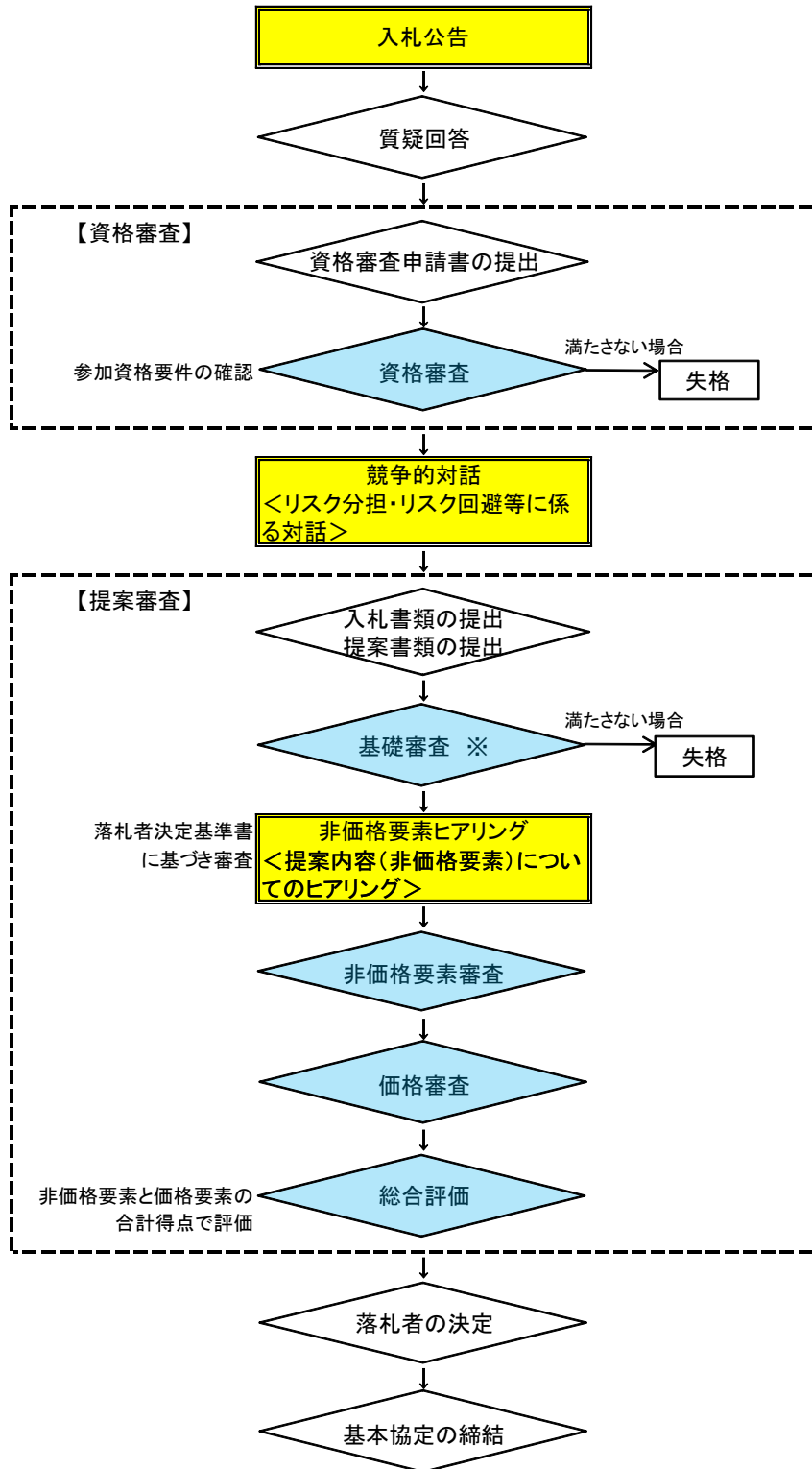
4) 運營業務を行う企業の要件

代表企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の運營業務を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととします。

- (1) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、ごみ焼却施設その他可燃ごみ処理施設のうち、1炉60t/日以上規模かつ発電設備を有する施設において、平成29年3月31日時点で延べ3年以上の運転管理実績を有していることとします。
- (2) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物を対象としたガラスくず、陶磁器類の処理、破碎機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備において、平成29年3月31日時点で延べ3年以上の運転管理実績を有していることとします。
- (3) (1)の施設での運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上特別目的会社に専任で配置し、業務に従事させることとします。

3. 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行うこととします。



※ 基礎審査: 要求水準書に示されている基本内容の確認 等

図 民間事業者の選定フロー (案)

1) 選定委員会の設置

組合は、民間事業者の審査を実施するにあたって選定委員会を設置します。選定委員会は、学識経験者及び組織市町村の行政職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を組合に報告します。

2) 落札者決定基準

落札者決定基準は概ね以下のとおりを予定しています。なお、非価格要素審査項目等の詳細は募集要項に示すこととします。

(1) 価格要素

- ・本施設の建設費
- ・本施設の運営委託料等（人件費、運転経費、維持管理費、諸経費等）

(2) 非価格要素

- ・経済性
- ・環境性
- ・継続性
- ・安全性・安定性等

3) 資格審査方法

以下の手順で民間事業者の審査を行うこととします。なお、審査に当たっては、選定委員会において評価・審査し、その結果を受けて、組合が入札参加者を選定することとします。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示すこととします。

(1) 資格審査

提出書類

- ①資格審査申請書
- ②入札参加資格確認資料

参加表明者から提出された資格審査申請書等を基に、代表企業が「Ⅱ. 2. 入札参加者の参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認及び本事業に対する基本的な考え方等についての確認を行います。

以上を満たすことが確認された者のみ、次段階の本審査に参加できることとします。なお、資格審査結果は各参加表明者に対して通知します。

(2) 提案審査

提出書類

- ①技術提案書
- ②事業計画書
- ③非価格要素提案書
- ④入札書

ア. 基礎審査

基礎審査は、資格審査を合格した入札参加者から提出された技術提案書及び事業計画書について、技術提案書が技術的観点から見て組合の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していること等の確認を行います。これらを満たすことが確認された入札参加者は次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととします。

イ. 非価格要素審査及び価格審査

基礎審査において組合の要求する性能要件を満たした入札参加者の非価格要素審査及び価格審査を実施します。

非価格要素審査として、入札参加者の提案のうち、前項の審査基準に従い選定審議会において評価を行います。なお、評価に当たっては、必要に応じて入札参加者へのヒアリングを実施します。審査基準の詳細等については、募集要項に示すこととします。

価格審査については、入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とします。価格の点数化方法等については、募集要項に示すこととします。

ウ. 総合的な評価

総合的な評価は選定委員会が、イ. の非価格要素審査点と価格審査点を合わせて総合得点を算出し、順位をつけて組合に報告します。総合評価点の算出方法等については、募集要項に示すこととします。

4) 審査結果の公表

組合は、選定委員会の報告を受けて、落札者を決定し、その結果を公表します。また、各入札参加者に対して通知します。

5) 落札者の失格

代表企業または応募グループを構成する企業が、落札者決定から契約締結までに、組合との建設工事請負契約及び運營業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とします。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- (2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは

法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、組合の判断により、当該協力企業の変更を認める場合があります。

6) 民間事業者の選定及び非選定

(1) 組合と落札者は、募集要項に基づき契約を締結することとします。

(2) 民間事業者の募集において参加表明者がいなかった等の理由により民間事業者を選定しなかった場合、この旨を速やかに公表します。

4. 落札者決定後の手続き

1) 特別目的会社の設立

落札者は、落札者決定後すみやかに特別目的会社を安曇野市に設立することとします。

2) 契約手続

落札者は、組合と基本協定を締結します。また、基本協定に基づき、組合と建設請負事業者は建設工事請負契約を、組合と特別目的会社は運營業務委託契約を締結します。

3) 交付金申請手続きへの協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定しています。民間事業者は、組合が行う当該交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・建設業務、関連資料の作成を行うこととします。

5. 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属することとしますが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができることとします。

6. 費用負担

応募申込みに係る経費は、参加表明者及び入札参加者の負担とします。

III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設等の機能(性能要件)が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営業務を行うこととします。

2. 想定されるリスク及び分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などにに基づき当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとします。

2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料①「事業に係るリスク分担」の表によるものとします。

なお、詳細については、実施方針に関する意見・質問を踏まえ、募集要項において示します。

3. 組合による事業の実施状況の監視

1) 設計・建設期間

建設請負事業者は、設計・建設業務に係る図書を組合へ提出し、組合の承諾を受けることとします。

また、設計・建設業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、承諾を受けることとします。なお、組合は、必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行います。

建設請負事業者は、設計・建設業務の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は同計画書の承諾を行います。引渡性能試験は組合の立会いのもと、性能保証項目について実施することとします。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとし、ダイオキシン類の分析は、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業者の認定を受けた機関が実施することとします。

また、業務の監視により、設計・建設業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき当該事業者は必要な措置を講じることとします。

2) 運営期間

組合は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行います。

運営業務の監視に当たっては、運営事業者による精密機能検査の結果や施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営業務委託契約で定められた頻度、方法に従って行うこととします。また、本施設の運営業務の監視により、本施設が運営業務委託契約で定められた運営状態を満たしていない、または、本施設性能を十分に発揮していないと判断される場合には、組合は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じることとします。

なお、必要に応じて、組合は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとし、また、現場確認も行うこととします。その他、必要に応じて周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができることとします。

3) 運営期間の終了時

運営期間終了時には、組合は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認します。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、組合より確認を受けた上で、引継業務を行うこととします。

IV. 公共施設等の立地並びに規模等に関する事項

1. 施設の立地条件

1) 事業用地

長野県安曇野市穂高北穂高1302-11外

2) 敷地面積

約 15,000 m²

3) 土地利用規制

都市計画区域：安曇野市都市計画区域

用途地域：指定なし

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

建ぺい率 : 60%以内
 容積率 : 100%以内
 都市施設 : ごみ焼却施設及び不燃物処理施設等
 日影規制 : 指定なし

4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、募集要項に示すこととします。

2. 施設規模

ごみ焼却施設にあたっては下記に示す計画ごみ質の内、低質ごみから高質ごみの範囲の処理対象物について、年間計画処理量約 30,588t/年を安定的に処理することが可能な能力を有する施設規模とします。

不燃物処理施設にあたっては、年間計画処理量約 619t/年を安定的に処理することが可能な能力を有する施設規模とします。

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
単位体積重量 (kg/m ³)		180	150	130
三成分	水分 (%)	58.8	49.2	39.7
	灰分 (%)	4.9	6.1	7.2
	可燃分 (%)	36.3	44.7	53.1
	計 (%)	100.0	100.0	100.0
低位発熱量 (kJ/kg)		5,800	8,500	11,200
元素組成	炭素 (%)	20.11	24.76	29.42
	水素 (%)	3.09	3.80	4.52
	窒素 (%)	0.30	0.37	0.44
	酸素 (%)	12.64	15.57	18.48
	硫黄 (%)	0.01	0.02	0.02
	塩素 (%)	0.15	0.18	0.22

3. 施設の配置

計画施設の配置については、組合の配置計画（案）として添付資料②「全体配置計画図」を参考に示します。

V. 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うこととします。また、契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

VI. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、平成 33 年 3 月 1 日に施設が供用開始され、運營業務委託契約に規定される条件に基づいて平成 53 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要があります。このため、運營業務委託契約書には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、またはその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を示し、その規定に従い対応することとします。

特に、運営事業者の責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととします。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、または、運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は、運営事業者との運營業務委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとします。

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等はありません。

2. 財政上及び金融上の支援などに関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はありません。

3. その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力します。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者で協議により対応策を検討することとします。

VIII. その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

建設工事請負契約の締結に当たっては、組合議会の議決を得ることとします。

2. 実施方針に関する問い合わせ先

1) 実施方針に関する意見・質問の受付

本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりとします。また、本実施方針に関する意見、質問がある場合は、添付の「新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針に関する意見・質問書」を郵送または電子メールにより、下記の期間内にご提出下さい。なお、電話等による問い合わせには応じませんので留意してください。

また、事業用地等への見学等については、要望があった場合に調整し実施します。ただし、時期によっては現施設の運転、組合の業務等により応じられない場合があります。

(意見・質問書の提出先)

下記の 4) 問合せ先

(意見・質問書の提出期限)

平成 29 年 1 月 13 日 (金) 17:00 まで

2) 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに組合のホームページにおいて公表します。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたもののみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答するとは限りません。

(意見・質問への回答公表期限)

平成 29 年 1 月 27 日 (金) 17:00 まで

3) 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更することがあります。

4) 問合せ先

住 所：〒399-8302 長野県安曇野市穂高北穂高1589番地2

宛 先：穂高広域施設組合 (穂高クリーンセンター) 白澤・浅川・二條

E-mail：hotaka-kouiki-sisetuseibi@ns.anc-tv.ne.jp

T E L：0263-82-2147

F A X：0263-82-8779

新ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針 に関する意見・質問書

商号及び名称 :
 担当者氏名 :
 電話番号 :
 FAX :
 電子メール :

番号	頁	項目番号	項目名	質問事項

※質問事項・意見ごとに番号をつけてください。

※質問は簡略に記載してください

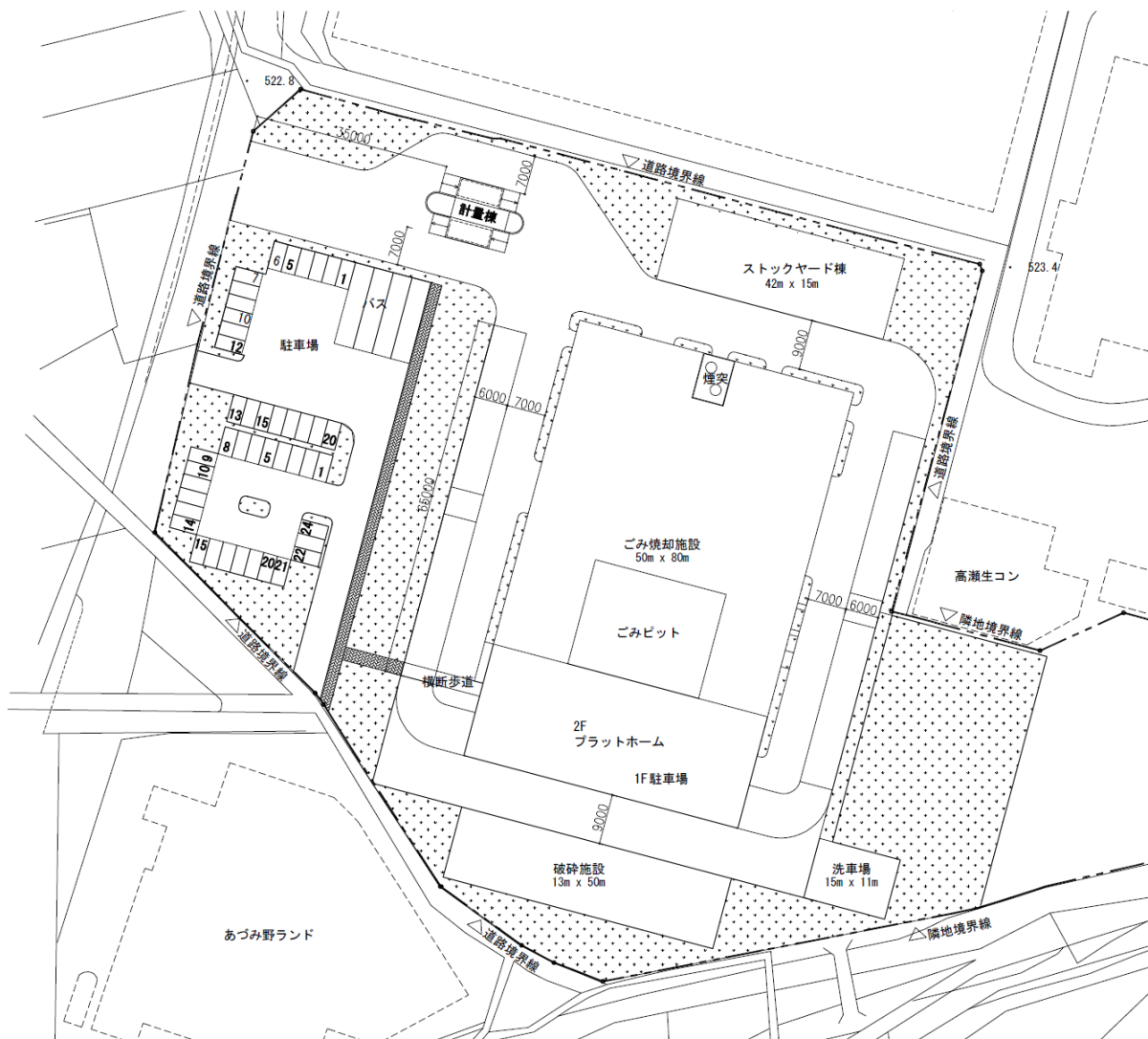
事業に係るリスク分担(1/2)

期間	リスク項目		概要	分担	
				組合	民間事業者
1 全 般	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク。	○	
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う管理強化等による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
			インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲外)	○	
	資金調達		民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
			組合において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
			金利上昇に伴う組合における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	△
債務不履行		民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	
		組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		
2 計 画 段 階	測量・調査	組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク	○		
		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク		○	
	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅れによるコストの増大リスク		○	
		組合の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○		
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○	
		組合の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○		

事業に係るリスク分担(2/2)

期間	リスク項目	概要	分担		
			組合	民間事業者	
3 建設 段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の民間事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○	
		組合の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○		
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク		○	
		組合の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○		
	既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○	
試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク		○			
4 運営 段階	運営	ごみ量・ごみ質	○		
		性能未達	施設が要求水準書(発注条件)に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
			運転維持管理に起因する性能未達		○
		施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク		○
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
			受入した廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク(民間事業者の善良なる管理者として注意義務違反の場合)		○
			受入した廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク(民間事業者の善良なる管理者としての注意義務を持って排除できない場合)	○	
			その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
		施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
			施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○
			ごみ収集車・搬入車に起因する施設破損のリスク	○	
既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設(中央清掃センター等)の運営に影響を及ぼすリスク		○		

全体配置計画図



※事業敷地は上記のとおりですが、施設の配置は民間事業者の提案によります。